

平成20年度税制改正のポイント(その2)

今月のニュースレターでは、先月に続き、国内課税(所得税関連)に関する主要な改正点の解説と、国際課税に関する主要な改正点の解説を行います。

1. 国内課税(所得税関連)に関する主要な改正

(1) エンジェル税制の改正

ベンチャー企業(特定中小会社)に対する投資の促進を目的として、従前、以下の特例が設けられていました。いわゆる「エンジェル税制」と呼ばれているものです。

- ・ 特定中小会社の株式(特定株式)を払込みにより取得した場合、払込みに係る金額を当該年度の株式等に係る譲渡所得等から控除する(投資段階での優遇)。
- ・ ベンチャー投資が失敗し、特定中小会社の清算終了等の一定の要件を満たした場合には、その損失の金額を譲渡損失とみなして、株式等に係る譲渡所得等から控除することができ、かつ以後3年間の繰越控除を可能とする(事業失敗時の優遇)。
- ・ 払込みにより取得した特定株式を一定の要件を満たす方法で譲渡した場合、譲渡所得を2分の1として計算する(事業成功時の優遇)。

これらに加えて、平成20年度税制改正においては、設立後1年未満等の要件を満たした特定中小会社に対する1000万円までの出資については、寄附金控除を適用することが可能になり、税負担の圧縮を行う幅が広がりました(投資段階での優遇の拡大)。

一方、上記のエンジェル税制のうち、譲渡所得を2分の1として計算する特例措置は延長されず、平成21年3月

31日をもって廃止されることとなりました。

(2) 上場株式等の譲渡益・配当に対する課税

上場株式等の譲渡益及び上場株式等の配当については、平成15年の税制改正以降、軽減税率が適用される特例が置かれていましたが、平成20年度税制改正においては、上記の特例は延長されず、軽減税率の適用は、平成20年12月31日をもって廃止されることとなりました。

	譲渡所得等	配当所得
平成20年12月31日まで	7%(10%)	7%(10%)
平成21年1月1日以後	15%(20%)	15%(20%)

※ カッコ内は住民税を加算した税率

ただし、平成22年12月31日までの期間について、譲渡所得等、配当所得それぞれについて、一定の要件を満たした場合(譲渡所得等の金額のうち、500万円以下の部分等)については、従前どおり軽減税率(7%)が適用される特例措置が設けられています。

(3) 損益通算制度の創設

これまで、上場株式等の譲渡所得は、他の所得と損益通算することが認められていませんでした。しかし、相対的にリスクの高い投資である株式投資については、個人投資家のリスクを軽減するという観点から、上場株式等の配当所得について損益通算を認めることが、投資手法の選択に対する税の中立性を保つためにはより望ましいと考えられます。

そこで、平成20年度税制改正においては、過去3年間の上場株式等の譲渡損失の金額を上場株式等の配当所得から控除することができる旨の改正が行われました。

本ニュースレターの執筆者



(国内課税)  
なかむら やすひさ  
中村 慈美  
税理士



(国際課税)  
てづか たかし  
手塚 崇史  
アソシエイト  
弁護士



(国内課税・  
国際課税)  
うぶかた のりひろ  
生方 紀裕  
アソシエイト  
弁護士

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室  
(電話: 03-5562-8352 E-mail: info@jurists.co.jp)

## 2. 国際課税に関する主要な改正ポイント

### (1) ダブル SPC スキームへの対応

平成 20 年度税制改正前の国内法の規定では、外国法人が発行した社債に対して支払う利子は、日本における源泉徴収義務は無いこととされていました(いわゆる債務者主義)。他方、租税条約の規定では、利子が支払われている場所に着目して源泉徴収義務の有無が定められており、外国法人であっても、日本の支店で利子を支払っている場合には、源泉徴収義務があることとされていました(いわゆる使用者主義)。この結果、アメリカその他の租税条約締結国の法人が日本に所在する支店で利子を支払う場合、国内法の規定に拘わらず日本で源泉徴収義務を負うこととなってしまいます。

そこで、証券化などのスキームにおいては、上記のような日本における源泉徴収義務を免れるスキームとして、いわゆるダブル SPC スキームが広く用いられてきました。

ダブル SPC スキームとは、外国法人が発行する社債を保有する SPC をケイマン諸島などのタックスヘイブン(租税条約が存在しない。)に設立し、当該 SPC から投資家に対して利子を支払うこととすることで、①日本支店からタックスヘイブンにおける SPC に支払う利子については、租税条約の適用がないので、源泉徴収は行われず(債務者主義)、②タックスヘイブンにおける SPC が租税条約締結国の投資家に利子を支払う場合には、日本から見れば非居住者間の取引となるので、日本の源泉徴収義務は負わない、という結果を実現しようとするものです。

しかし、このスキームは、源泉徴収を免れる目的以外では必要ではないタックスヘイブンにおける SPC をわざわざ経由して行われる取引であり、租税条約の適用を免れる租税回避行為として、課税当局による否認が行われる可能性があるのではないかということが、従来から指摘されていました。そして、このようなスキームによる租税回避行為を否認する理論構成としては、事実認定による否認等があり得ると指摘されてきました。しかし、そのような理論構成にはいずれも難点があると指摘されており、課税庁も実際にこれを否認した事例はなかったとされています。

そこで、この点について、平成 20 年度税制改正において、国内源泉所得の範囲に、外国法人が発行する債券の

利子のうち、国内において行う事業に帰せられるものを加える旨の改正がなされ、立法的な解決が図られました。

もともと、近時はこのようなダブル SPC スキームが使われることは減少しており、この立法による実務への影響は限定的であると評価されています。

### (2) 代理人 PE に関する改正

いわゆる恒久的施設(PE)にはいくつかのタイプがありますが、例えば日米租税条約第 5 条第 6 項によれば、代理人のうち、独立の地位を有する代理人(独立代理人)は、恒久的施設(PE)には該当しないと規定されています。

しかし、平成 20 年度税制改正前の国税に関する国内法の規定には、独立代理人を恒久的施設(PE)から除外する旨の文言がなかったため、租税条約が締結されていない国・地域との関係においては、独立代理人も PE と認定される可能性がある指摘されていました。

そこで、平成 20 年度税制改正において、恒久的施設とされる代理人等の範囲から「その事業に係る業務を、…外国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合」を除くこととする旨の改正がなされ、租税条約と国内法の取扱いが統一されることになりました。ちなみに上記の規定は OECD モデル租税条約コメント第 5 条第 37 段落と同様の表現となっています。

なお、OECD モデル租税条約コメント第 5 条第 37 段落によれば、租税条約上 PE に該当しない独立代理人といえるためには、代理人が法的にも、経済的にも本人から独立しており(いわゆる「法的独立性」及び「経済的独立性」)、かつ、本人に代わって行動する際に、代理人の事業の通常の過程において行動する(いわゆる「通常業務性」)ことが必要とされています。

具体的には、(1)「法的独立性」に関しては、代理人が本人に対して有する責任の範囲に依存し、代理人が十分な裁量権を有していることが重要であるとされており、(2)「経済的独立性」に関しては、代理人が企業家としてのリスクを負担しているかどうか及び代理人が代理する本人の数が重要な基準となるとされており、(3)「通常業務性」に関しては、特定の活動が代理人の事業の通常の過程の範囲に入るか否かを決定する際には、その代理人が行う独立

代理人としての取引において慣習的に行われる事業活動が検証されるとされています(OECD モデル租税条約コメント第 5 条第 38 段落以下)。

また、上記の改正を受けて、国外ファンドと投資一任契約を締結し特定の投資活動を行う国内の投資運用業者が独立代理人に該当するかどうかの判定についての基準等が金融庁のホームページで公表されています。

(<http://www.fsa.go.jp/news/19/sonota/20080627-3.html>)

本改正によって、日本が租税条約を締結していない湾岸諸国などのファンドが、国内に拠点をもつ運用業者を通じて、日本の株式に投資する際の障害が取り除かれたといえますが、シンガポールや香港などに運用拠点を設けるヘッジファンドは、国内に運用拠点を移転することについて、未だに慎重な姿勢を崩していないようです(平成 20 年 1 月 28 日日本経済新聞朝刊)。

当事務所は、旧興銀税務訴訟、東京都外形標準課税訴訟をはじめ、税務争訟・訴訟において多数の実績を上げ、現在も複数の移転価格案件、国際金融取引に関する大型税務訴訟等において、クライアントに助言しています。本ニューズレターは、当事務所に所属し、国内・国際取引に関わる税務訴訟・争訟・税務アドバイスに携わる弁護士・税理士から構成されるビジネス・タックス・ロー研究会により定期的に発行される予定です。当事務所のビジネス・タックス・ロー研究会は、当事務所の弁護士・税理士が、クライアントに対しより一層的確なサービスを提供できるよう、税務に関する最新の情報・ノウハウを共有・蓄積するとともに、ビジネス・ローに関する最新の情報を発信することを目的として活動しています。

(当事務所の連絡先) 〒107-6029 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル(総合受付 28 階)

電話 : 03-5562-8500(代) FAX : 03-5561-9711~9714

E-mail : [info@jurists.co.jp](mailto:info@jurists.co.jp) URL : <http://www.jurists.co.jp/ja/>

© Nishimura & Asahi 2008